

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（岩手県）

1 期間 第2四半期（29年7月～9月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
穀類	5	品目別に随時	59	33
野菜類	4		6	6
果実類	6		12	9
きのこ・山菜類	5	品目別に随時	14	11
畜産物	4	品目別に随時	3,078	3
野生鳥獣肉	/	/	/	/
乳	1	月2回	15	5施設
海産魚種	13以上	週1回	360	本県海域
内水面魚種	3	週1回	66	本県内水面漁場
小計	41以上	—	3,610	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	9	月2回程度	56	9以上
計	50以上	—	3,666	—

※ 食用とされる可能性が高い野生鳥獣肉については、捕獲状況に応じて随時調査を実施

平成 29 年 6 月 26 日  
岩手県農林水産部

## 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（平成 29 年 7 月～9 月）

### 1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 29 年 3 月 24 日付け生食発 0324 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）のⅡの 3 に掲げる品目のうち、岩手県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、特用林産物及び水産物

### 2 検査の頻度

別紙 1 のとおり

### 3 検査対象区域

別紙 2 のとおり

### 4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

#### (1) 穀類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (2) 野菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (3) 果実類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (4) きのこと・山菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (5) 肉・卵

牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (6) 乳

原乳について、検査通知を勘案し、冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象に調査を実施。

#### (7) 水産物

計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種について調査を実施。

(別紙1)

検査計画(平成29年7月~9月)

区分	品目	7月(該当に○)				8月(該当に○)				9月(該当に○)				検体採取市町村 (予定を含む)	
		第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週		
農産物	穀類	米	○	○	○	○					○	○	○	○	県内全市町村 麦類の作付けのある 市町村
		小麦	○	○											
		大麦	○												
		大豆				○		○			○			○	
	野菜類	きゅうり		○											二戸市  滝沢市、岩手町  盛岡市、花巻市 北上市
		トマト													
		ピーマン													
		なす													
		ほうろく													
		ピーマン													
果実類	りんご						○		○		○			盛岡市、花巻市、奥 州市 紫波町、花巻市、一 関市 二戸市 軽米町 盛岡市、岩手町、遠 野市	
	ぶどう										○				
	なし								○				○		
	おうとう	○													
	ブルーベリー	○													
特用林産物	きのこ・山菜類	原木生しいたけ <sup>「露地施設」</sup>													宮古市 一関市 矢巾町  陸前高田市  岩泉町、宮古市、野 田村、葛巻町、軽米 町、山田町、大槌 町、田野畑村
		菌床しいたけ <sup>「露地」</sup>									○	○	○	○	
		原木生まいたけ									○	○	○	○	
		菌床まいたけ									○	○	○	○	
		原木生なめこ									○	○	○	○	
		菌床なめこ									○	○	○	○	
		ワラビ(栽培)													
		シドケ(栽培)													
		タラシ(栽培)													
		フキ(栽培)													
畜産物	肉・卵	牛肉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	紫波町 花巻市 久慈市 八幡平市
		豚肉		○											
鶏肉			○												
鶏卵			○												
乳	原乳				○				○				○	県内5施設	
	水産物	海産魚種	スルメイカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋サケ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
タラシ類	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
サバ類(マサバ又はサバ)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ブリ類(ブリ)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
カレイ類(マカレイ又はカレイ)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
アイナメ類(カレイ又はカレイ)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
アイナメ類(カレイ又はカレイ)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
アサギ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
イサナ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
アサギ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ヒラメ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ヒラメ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
マサバ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
スズキ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
内水面魚種	イワナ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内水面漁場
	ヤマメ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		



(別紙2)

市町村別・品目別の検体数(平成29年7月～9月)

	水産物(海産魚種)														水産物(内水面魚種)				合計	
	スルメイカ	秋サケ	タラ類 マダラ	サバ類 (ゴマサバ又はマサバ)	ブリ類 (ブリ)	カレイ類 (マコガレイ又はマガレイ)	ソイ・メバル類 (クロソイ又はキツネメバル)	アイナメ	ミズダコ	ヒラメ	マボヤ	スズキ	クロダイ	その他 (水揚状況を勘案して検査する魚種)	計	イワナ	ヤマメ	ウグイ		計
久慈市沖	6	2	4	6	3	3	3	3	3	3				36	72				0	72
宮古市沖	12	2	4	4	12	6	6	6	6	6				38	108				0	108
釜石市沖	6	2	4	6	3	3	3	3	3	3				36	72				0	72
大船渡市沖	12	2	4	12	6	6	6	6	6	6	12	3	3	24	108				0	108
気仙川水系 (住田町内)															0			1	1	1
雫石川水系 (盛岡市内)															0			1	1	1
築川水系 (盛岡市内)															0			1	1	1
稗貫川水系 (花巻市内)															0			1	1	1
猿ヶ石川水系 (花巻市内)															0			1	1	1
豊沢川水系 (花巻市内)															0			1	1	1
和賀川水系 (北上市内)															0			1	1	1
胆沢川水系 (金ケ崎町内)															0			1	1	1
広瀬川水系 (奥州市内)															0			1	1	1
人首川水系 (奥州市内)															0			1	1	1
衣川水系 (奥州市内)															0		1	1	2	2
磐井川水系 (一関市内)															0	1	1	1	3	3
砂鉄川水系 (一関市内)															0	48		1	49	49
大川水系 (一関市内)															0			1	1	1
岩洞湖 (盛岡市内)															0			1	1	1
計	36	8	16	4	36	18	18	18	18	18	12	3	3	134	360	49	2	15	66	426

平成 29 年 6 月 30 日  
岩 手 県 環 境 生 活 部

## 岩手県内において流通している食品の検査計画（平成 29 年 7 月～9 月）

### 1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 29 年 3 月 24 日付け生食発 0325 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）に基づき、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 29 年 3 月 24 最終改正 原子力災害対策本部）Ⅱの 3 に掲げる品目のうち、岩手県内において流通している食品

### 2 検査対象区域

県内全域

### 3 検査の頻度

月 2 回程度（合計 56 検体）

### 4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

- (1) 県内で流通する食品のうち、生産者及び製造・加工者の情報が明らかなものについて食品衛生法に基づく収去により検査を実施する。
- (2) 検査対象品目は、県内産の加工品を主とし、県外産のものは検査全体数の概ね 3 割とする。
- (3) 検査の実施にあたっては、一般的に摂取される量及び生産状況等を考慮するものとする。